

# 株式取扱規程

2022年9月1日 改訂

生化学工業株式会社

## 目 次

<b>第1章 総則</b> … P2	<b>第6章 株主の権利行使</b> … P5
第1条 目的 … ”	第22条 書面交付請求及び異 … ”
第2条 株主名簿管理人 … ”	議申述
第3条 請求の方法 … ”	第23条 少数株主権等の行使 … ”
<b>第2章 株主名簿への記載又は記録等</b> … ”	方法 … ”
第4条 株主名簿への記載 … ”	<b>第7章 手数料</b> … ”
又は記録	第24条 手数料 … ”
第5条 株主名簿に使用する文字等 … P3	<b>第8章 特別口座の特例</b> … ”
<b>第3章 諸届</b> … ”	第25条 特別口座の特例
第6条 住所、氏名又は名称の届出 … ”	
第7条 外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出 … ”	
第8条 法人の代表者の届出 … ”	
第9条 共有株主の代表者の届出 … ”	
第10条 法定代理人の届出 … ”	
第11条 その他の届出 … ”	
第12条 機構経由の確認方法 … ”	
<b>第4章 単元未満株式の買取</b> … P4	
第13条 買取請求の方法 … ”	
第14条 買取価格 … ”	
第15条 買取代金の支払 … ”	
第16条 買取株式の移転 … ”	
<b>第5章 単元未満株式の買増</b> … ”	
第17条 買増請求の方法 … ”	
第18条 自己株式の残高を超える買増請求 … ”	
第19条 買増価格の受付停止期間 … ”	
第20条 買増価格の決定 … ”	
第21条 買増株式の移転 … P5	

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する  
手続については、定款に基づきこの規程の定めるところによるほか、振替  
機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口  
座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」とい  
う。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人の住所、名称、及びその事務取扱場所は次の  
とおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

(請求の方法)

第 3 条 この規程による請求は、当会社所定の書式によるものとする。ただし、  
当該請求が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第22条第1項  
に定める場合は、この限りでない。

2. 当会社は、前項の請求が証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して  
行われた場合には、当該請求が株主からなされたものとみなして取り扱う  
ことができるものとする。
3. 第1項の請求について当会社が必要と認めるときは、証明書類等の提出を  
求めることができる。
4. 当会社は前項に定める証明書類等の提出を求めた場合、その提出がない限  
り、第1項の請求を受理しない。
5. 代理人により請求をする場合は、第1項から第4項までの手続きの他、株主  
が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任  
者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
6. 代理人についても第1項から第4項までを準用する。

## 第 2 章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

第 4 条 当会社は、機構より受領する総株主通知等の通知（社債、株式等の振替  
に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知  
（以下「個別株主通知」という。）を除く。）に基づき株主名簿への記載  
又は記録を行う。

2. 当会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）  
の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した  
場合には、当該通知に基づき株主名簿の記載又は記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知に  
よらず株主名簿への記載又は記録を行うものとする。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

### 第3章 諸届

(住所、氏名又は名称の届出)

第6条 株主等は、住所、氏名又は名称を当会社に届け出なければならない。変更があったときも同様とする。

2. 前項の届出は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。

(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)

第7条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受けべき場所を定めて届け出るものとする。変更又は解除があったときも同様とする。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。

3. 第1項の届出は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。

(法人の代表者の届出)

第8条 株主が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出るものとする。変更があったときも同様とする。

2. 前項の届出は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。

(共有株主の代表者の届出)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者を1名定めて届け出るものとする。変更があったときも同様とする。

2. 前項の届出は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。

(法定代理人の届出)

第10条 株主の親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。変更又は解除があったときも同様とする。

2. 前項の届出は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。

(その他の届出)

第11条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構又は証券会社等を経由して届け出るものとする。

(機構経由の確認方法)

第12条 当社は、第6条から前条までに規定する届出が証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して行われた場合には、当該届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。

## 第4章 単元未満株式の買取

(買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格)

第14条 単元未満株式の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第15条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日目に請求者に買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当、株式分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振り替えられるものとする。

## 第5章 単元未満株式の買増

(買増請求の方法)

第17条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第19条 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他の株主確定日

2. 前項にかかわらず、当社又は機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

(買増価格の決定)

第20条 買増単価は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。  
(買増株式の移転)

第21条 買増請求を受けた株式数に相当する单元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求をした株主の口座に対する振替の申請を行うものとする。

## 第6章 株主の権利行使

(書面交付請求及び異議申述)

第22条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第23条 振替法第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第3項から第6項までを適用するものとする。

3. 株主の提出による議案に関する以下の事項について、400字を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。

(1) 各議案ごとの提案の理由

(2) 各候補者ごとの取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

## 第7章 手数料

(手数料)

第24条 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

## 第8章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第25条 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する手続等は、この規程の定めるところによるほか、機構の定めるところ及び当該信託銀行の定めるところによる。